

習志野市産後ケア事業のご案内

こんなお困りごと、ご心配はありませんか？

- 育児方法がわからない、自信がない
- 授乳がなかなか上手くできない
- 赤ちゃんの発育を見てほしい
- 医療機関や助産院で、しっかり休息をとりたい

習志野市では、市内在住の出産後の
お母さんと赤ちゃんを対象に、
心身のケアや育児支援を行う
産後ケア事業を行っています！



内容

など...

	ショートステイ（宿泊）型	デイサービス（日帰り）型	アウトリーチ（訪問）型
ご利用条件	・ 習志野市民で、産後4か月未満のお母さんとその赤ちゃん ※養育医療の給付を受けた赤ちゃんとそのお母さんは、 退院後2か月未満まで利用できます。		・ 習志野市民で、 産後1年未満の お母さんとその赤ちゃん
	・ 利用時に治療中の疾患がないお母さんとその赤ちゃん ※通院服薬のみの方は利用できる場合もありますのでご相談ください ・ お母さんと赤ちゃん及び同居家族が、感染症に罹患していない、罹患の疑いがないこと		
ケア内容	医療機関・助産所等での宿泊利用	医療機関・助産所等での日帰り利用	助産師がご自宅へ訪問
	◆ お母さんへのケア（健康状態のチェック、乳房のケア※、母乳分泌の確認、育児相談・育児指導、 沐浴や抱き方の相談・指導、休憩時間の提供など）※乳房トラブルの改善を目的とする乳房マッサージは含みません ◆ 赤ちゃんへのケア（身体測定、発育発達状況の確認・観察など）		
	※ 利用中のお母さんの外出など、赤ちゃんのみのお預かりには対応していません		
提供施設	習志野市産後ケア事業ホームページに掲載しています。裏面二次元コードよりご確認ください。		

利用日数

- ◆ 合わせて最大7日間（うちショートステイ型・デイサービス型は最大5日間まで）
- ◆ 転入された方は、転入前市での利用した回数を差し引いた回数が利用上限となります。
 【利用方法の例：宿泊型/2泊3日（3日消費）+日帰り型/2日（2日消費）+訪問型/2日（2日消費）=7日間】

利用料金（食費は施設によって異なり、全額自己負担となります）

利用型	利用者負担額 (A-B) (食費を除く)	費用全額 (A) (多胎加算)	市補助額 (B) (多胎補助)	備考
ショートステイ (宿泊) 型	1日あたり 2,900円 多胎加算 700円	27,000円/日 7,000円/日	24,100円 6,300円	(例)2泊3日の利用で、帰宅時に8,700円+食費 (施設によって異なります)を契約機関に支払います
デイサービス (日帰り) 型	1回あたり 1,900円 多胎加算 400円	19,000円/日 4,000円/日	17,100円 3,600円	1回の利用で、帰宅時に1,900円+食費(施設によ って異なります)を契約機関に支払います
アウトリーチ (訪問) 型	1回あたり 1,400円 多胎加算 200円	14,000円 2,000円	12,600円 1,800円	1回の利用時間は、90分~120分で、訪問終了時に、 担当助産師に1,400円支払います

- ・ 生活保護世帯、市民税非課税世帯は利用者負担額の減免があります。利用の1週間前までに習志野市産後ケア事業利用者負担費用助成申請書をご提出ください。
- ・ 実施施設で行うオプションサービス、差額ベッド代等は自己負担となります。

❁ 利用方法

<p>①習志野市 産後ケア事業 利用証を 取得する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月1日より、母子健康手帳交付時に利用証を交付します。 ・令和8年3月31日までに母子健康手帳の交付を受けた方は、申請が必要です。 ・「ちば電子申請」もしくは市役所・健康支援課窓口にて申請してください。 ・必ず手元に利用証を用意してから利用してください。事業利用時にお手元に利用証がない場合は市の補助を受けることができず、費用全額の支払いとなります。 ・ご出産後に、利用証内・下部にある有効期限についても、産後ケアホームページ内「有効期間終了日 早見表」を参考にご自身で記入してください。 	<p>利用証の申請</p> 
<p>②施設の 予約をとる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用証をお手元に準備して、施設の予約を行ってください。 【宿泊・日帰り型】ご自身で利用希望の施設に連絡し、予約を取ってください。 【訪問型】1回目：健康支援課に電話でお申込みください。 2回目以降：前回利用した助産師と直接連絡をとり予約をとってください。 ・予約がとれたら「利用証」の右ページにある、「利用日数等上限管理票」に利用予定を記入してください。 	
<p>③利用（変更・ キャンセル）の 予定を市に 申請する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ちば電子申請にて、施設予約状況について連絡をしてください。 ・利用予定が変更・キャンセルになった場合には速やかに施設と市へ連絡をお願いします。キャンセルの連絡の期日は施設により異なります。予約時にご確認ください。キャンセル料が発生した場合は、利用回数1回分を消費するとともに、施設に利用者負担額その他施設が定めるキャンセル料をお支払いください。 	<p>利用予定の申請</p> 
<p>④産後ケアを 利用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は、習志野市産後ケア事業利用証と母子健康手帳、そのほか施設から指定された持ち物を施設へ持参してください。施設にて利用者負担額をお支払いください。利用後アンケートにご回答ください。（初回利用時のみ） ・事業者は、利用日数等上限管理票と母子健康手帳（p16）に産後ケア利用の記録を記入してください。 	<p>アンケート</p> 

— ご利用上の注意 —

- ◆ 利用種別ごとの利用上限回数を超えた場合の利用は、費用全額を自己負担で支払いとなります。
- ◆ 医療行為が必要になるなど、**対象者要件***に非該当となった場合は、本事業を利用できません。
※対象者要件については、下記二次元コードより産後ケアホームページを参照ください
- ◆ 利用希望日に空きベッドがない等の場合、本事業を利用できないことがあります。
- ◆ 利用者及び医療機関・助産所等に、健康支援課から利用状況について電話等で確認させていただく場合があります。

【未熟児養育医療を受給されている方の場合】

未熟児養育医療を受給されている場合は、生後4か月を超過していても宿泊型・日帰り型を退院日から2か月間、利用することができます。

【習志野市外に転出した場合】 習志野市外に転出した場合は、本事業は利用できません。

【有効期間を終了した場合】

- ◆ 有効期間を終了した場合は、本事業は利用できません。費用全額自己負担となります。
- ◆ 有効期間終了日については、「習志野市 産後ケア事業」ホームページ内の「有効期間終了日 早見表」を必ず確認してください。認めた有効期間終了日は、「習志野市産後ケア事業 利用証」有効期限欄に記入してください



産後ケア HP



ソラシド

〒275-0014 習志野市鷺沼 2-2-1
習志野市役所 健康支援課 母子保健係 TEL 047-453-2967